

## <出勤許可の目安>

### 1. 発熱やかぜ症状のある者

◆**症状が出た日をゼロ日と数え、7 日間経過するまでは出勤停止（かつ、6 日目が終了した時点から 24 時間、薬を飲まないで発熱などの症状がない場合）と 7 日間の健康観察**

・解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない

・症状とは、普段より高い熱（目安は 37℃以上）・咳・呼吸苦などの症状

\* 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤、解熱剤には、**総合感冒薬**だけではなく**頭痛薬や生理痛の痛み止め**（イブ、ロキソニン、パ  
ファン、カロナール、他）なども解熱効果のある成分が含まれるので対象となる。

◆受診先主治医の意見や受診しての PCR 検査結果が陰性の場合、症状消失後 48 時間以降、出勤可に短縮される場合がある。

◆受診して、診断名が明らかに新型コロナに無関係な場合（例：膀胱炎、扁桃炎等）は、登校して良いか主治医の意見に従い、保健室に報告し、出勤許可について確認する。

### 2. 新型コロナウイルス感染者

◆**症状が出た日をゼロ日と数え、7 日間経過するまでは出勤停止（かつ、6 日目が終了した時点から 24 時間、薬を飲まないで発熱などの症状がない場合）と 10 日間の健康観察**

**(重要) 8 日目でも、ウイルスは検出されていることがあり、感染させるリスクがあることを認識して行動すること。**

・症状について悩む時は、居住区の保健所か医療機関に相談する。

**または、感染対策を優先し、上長(C.C.保健室)に報告して、10 日間の自宅待機に延長する。**

◆復帰後 10 日目までは、毎日の健康観察を続け、高齢者等、重症化リスクのある人との接触はしない。  
食事は・個食(1 人で食事)・マスクの着用、他人との距離を可能な限り 2m 程度に保つなどの感染予防対策を徹底し、体調不良を認める際には登校はしないこと。

### 3. 濃厚接触者

◆「患者（確定例）」の感染可能期間の**最終接触日をゼロ日と数え 5 日間の出勤停止と 7 日間の健康観察**

### 4. 同居するご家族等に発熱やかぜ症状がある場合

ご家族が診断を受け治癒するまで、また、新型コロナの検査を実施した場合は結果が出るまで、出勤せず自宅待機する。